

平成27年度 第1回山武市景観審議会議事録			
日 時	平成27年12月10日(木) 時刻：13:50～15:25	場 所	山武市役所第6会議室
	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 あいさつ</p> <p>4 委員紹介、事務局紹介</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 会議、名簿、議事録の公開、非公開について</p> <p>(3) 審議会の役割について</p> <p>(山武市景観条例及び山武市景観条例施行規則について)</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p> <p>出席名簿については別紙のとおり</p>		

<p>司会</p>	<p>1. 開会</p> <p>定刻前ですが皆さんお集まりいただきましたので、ただ今より平成27年度第1回山武市景観審議会を開催いたします。</p> <p>審議会中、記録の為、事務局にて録音、写真撮影をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>まず初めに、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>会議次第 第1回山武市景観審議会</p> <p>資料1 会議、名簿、議事録の公開、非公開について</p> <p>資料2 審議会の役割について</p> <p>資料3 山武市景観条例</p> <p>資料4 山武市景観条例施行規則</p> <p>以上です。</p>
<p>司会</p>	<p>2. 委嘱状の交付</p> <p>お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>「次第2 委嘱状の交付」となります。</p> <p>本来、椎名市長が交付させていただくところですが、別の公務があり、本日こちらに来ることができませんので、小崎都市建設部長からお渡しさせていただきます。</p> <p>各委員の席でお渡しいたしますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>司会</p> <p>都市建設部長</p>	<p>3. あいさつ</p> <p>小崎都市建設部長からごあいさつ申し上げます。</p> <p>本来は市長からごあいさつ申し上げるところですが、別の公務で出張しているため、私からごあいさつ申し上げます。</p> <p>本日は大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>山武市の景観行政に関しましては、ご出席の委員の皆様は、景観計画策定委員会の委員でありましたので、説明するまでもないと思いますが、振り返ってみますと、本市は平成16年度に制定された景観法を受け、平成23年度に景観行政団体へ移行し、基礎調査を実施したうえで、平成25年7月17日に第1回景観計画策定委員会を開催し、今年の1月13日に開催された委員会まで8回に渡り、委員の皆様は、本市の景観形成の目標・方針等の内容について検討して頂きました。</p> <p>その後でございますが、市では、策定委員会の検討結果をもとに「未来へつなぐ さんむの景観～手を携えて守り、創り、紡ぐ～」を理念とした山武市景観計画を、3月12日に策定いたしました。</p> <p>そして、景観計画の実効性を高めるため、山武市景観条例については、平成27年3月の第1回定例会での議決を経て、3月16日に制定してお</p>

	<p>ります。この山武市景観条例につきましては、半年間の周知期間を経て、10月1日に本施行となったところで、今回は最初の山武市景観審議会となります。</p> <p>本審議会は、のちほど事務局が説明いたしますが、山武市景観条例第22条において「良好な景観の形成に関する事項について調査審議するため、審議会を置く」とされています。</p> <p>市としましては、本審議会の委員には、審議会の目的を達成するために、景観計画の策定にあたり培われた本市の景観に関する知見を、今後の景観行政にも反映できればと考え、今回、皆様に景観審議会の委員を、改めてお願いしたところであります。</p> <p>今回の議事では、事務局から審議会の役割を説明させて頂くほか、委員長、副委員長の選任、本審議会にかかる情報公開に関する審議をお願いするものでございます。本日はよろしくお願いたします。</p> <p>4. 委員、事務局紹介</p> <p>次に「次第4 委員紹介、事務局紹介」です。</p> <p>委員の皆様には景観計画策定時からご協力いただいております、お互いによくご存じかとは思いますが、一言ずつお願いします。</p> <p>小川委員 前回から引き続き、景観に関しての話を皆さんで進めていきたいと思っております。他の方が館山の駅に行ったと聞いて、その後自分で何度も行ってみました、いいつくりでしたが、本当に適うかどうかは疑問を持ちました。観光に関して、いろいろなものがある場所と、山武はものが少ない気がします、これからそういうものを作っているのではないかと思います。こちらの話に合うかわからないがそういうことも考えています。これからもよろしくお願いたします。</p> <p>行木委員 10月1日に旧松尾地区の役所の跡へ行政が立派な建物を建ててくれたが、よくこれは何かとよく聞かれます。ここで商売やっているのかと聞かれるくらい。景観的にどうなのか皆さんにもこれからお話していただきたいと思っています。行政では自慢の建物だと思っているかもしれないが、私たちは使い勝手の悪い、変な建物を建ててくれたというのが本音。ああいう場所に建てたのに目につかない地味な建物で、景観の中の一つに入れるのかという思いで、日々努力して仕事をしています。そういう中で企業組合を立ち上げ、直売所とレストランをやっている、みんなで努力して盛り上げようとしています。意見、批評があったらご指導をお願いします。</p> <p>稗田委員 千葉県建築士会には今まで話をしていないので、委員になったと話をしてもらおうと、行政との一つの結びつきとして喜んでもらえるのではないかと思います。</p>
--	--

<p>中谷委員</p>	<p>この話をいただいた時に、策定委員会からの延長でいいと気楽に引き受けましたが、その後いろいろあり、今日も引き受けていいのかと悩みながら来ました。こういう席にいて、発言する機会をいただくことも必要かと思ひ引き受けようと思ひました。なぜそう思ったかは後で話したいと思ひます。</p> <p>景観法が制定されたとき、当時、東大の土木学科の教授だった内藤廣さんが、これまでの景観条例では罰則規定がなかったが、法制化されることによって罰則規定が適用されるから実効力がある。また、各自治体がそれぞれ自由に策定できるようになるので、これまではなかなか思うようにならなかった景観問題に対して、切れるナイフとフォークを手に入れたようなものだ、と言っていました。とはいえ、使い方を間違えるとナントカに刃物となります。そうならないように審議会があるのではないのでしょうか。どのような法律ができようとも運用の仕方が一番大事だと思っています。そのような視点からお手伝いしたいと思っているので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>北原委員</p>	<p>今日、成東の駅を降りたらずいぶんさっぱりとしており、駅前整備が動き始めており、大きな可能性だと感じています。ここで、どういうまち並みが駅前にできていくかということで、山武の景観の取り組みがどの程度本気かというのが、世の中にアピールできるチャンスではないかと思っています。</p> <p>各委員さんが刺激的なことを言っているのがこれからが楽しみです。審議会というと諮問があつて答申するだけというところが多いですが、審議会としてどんどん意見を発信していけるような、そういう場がいいと思っています。</p>
<p>中村委員</p>	<p>観光苺組合に入っていますが、景観の方で観光の方も巻き込んでもらい、山武をもうちょっと観光の方を広げてもらえればと思います。</p> <p>松尾にも行きましたが、まだまだこれからではないか、直売所はいくらでも改良できるのではないかと思ひました。</p>
<p>石橋委員</p>	<p>市民の立場からご意見を申し上げ、採用していただきたいという願ひで申し上げてきたが、山武市も刻々と山武市も変わりつつあることを実感しています。今の皆さんのそれぞれのお話を聞いたが、どちらも良さを取り入れていただくと市民のために非常にいいのではないかと思ひます。いいところはどんどん取り入れていいものを作ってもらいたいです。景観の方に言及しませんが、まちおこしの立場からすると、結果的に若者を呼び込んで、テレビやラジオでも各地で呼び込み作戦をしています。負けないように山武もやっていきたいと思ひています。</p>

<p>福田委員</p>	<p>策定委員の時はもう少し気楽だったような気がしますが、ちょっと重みがあると感じています。27条に「調査及び審議」とあるので、ただ審議してじっと座っているだけでなく、いろいろなことができると思ひ引き受けました。</p> <p>景観という環境を守ることが一つあると思っています。今のことを考えるより未来のことを考えてやるのだと思っています。今作ったものはだんだん汚くなるので、どうやってメンテナンスをやるのか、人材も含めメンテナンスをいつも考えていかなければならないと思っています。</p> <p>成東駅前、残念ながら大学のインフォメーションセンターが駅前広場の工事でなくなり、毎月1回のキッズライブラリーのイベントもなくなり、なんとなくご縁が薄くなったと思っていましたが、風の人でもない、土の人でもない中間ぐらいでご意見が言えたらいいと思っています。</p> <p>大学から車で来る時、バイパスがきれいではないと思っている。色の規制もすると決めたような気がしますが、色どころではなくメンテナンスがされていないのが明らか。バイパスはいろいろな人が通るので、観光と言わないまでも、整備されたらいいと思っています。どれくらい役に立てるかはわかりませんが、よろしくお願いします。</p>
<p>司会</p>	<p>本日、廣口芳治委員は欠席となります。 委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 小崎都市建設部長です。 八木都市整備課長です。 土佐都市整備課副主幹です。 田中技師補です。 私、若梅です。</p> <p>ここで、これまでに景観法第16条第1項の規定による届出状況について報告します。 平成27年10月1日に景観条例が施行となりました。事前協議が1件、届出が5件あり、事前協議については、その後届出がされました。届出の内訳ですが、太陽光発電設備の新築が4件、開発行為が1件となっています。</p>
<p>司会</p>	<p>5. 議事 それでは、「次第5 議事」に移ります。 山武市景観条例施行規則第28条では会長が会議の議長となることになっていますが、初めての審議会開催となり、議長が不在です。</p>

	<p>会長が選任されるまで、事務局の小崎都市建設部長が仮議長を務めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
司会	<p>ありがとうございます。それでは、会長選出まで、小崎都市建設部長が仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>小崎都市建設部長、よろしくお願いいたします。</p>
仮議長	<p>5. 議事 (1) 会長、副会長の選出について</p> <p>会長選出まで仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に定足数の報告を申し上げます。</p> <p>山武市景観条例施行規則第28条第2項の規定により、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないとなっております。</p> <p>委員9名のうち、本日の出席委員は8名ですので、2分の1以上の出席となり、会議は成立しております。</p> <p>先ほど、説明がありましたように、山武市景観条例施行規則第26条第1項の規定により、会長及び副会長を1名置き、委員の互選により定め、となっておりますが、選出の方法はいかがいたしましょうか。</p> <p>私の一任というわけにもいきませんので、事務局案があればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
仮議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>事務局提案としては北原委員にお願いしたいと思います。理由としましては、策定委員会の折に委員長を務めていただいております。千葉県や、鎌ヶ谷市、市原市などで景観審議会会長をなされているので適任かと思われます。</p>
委員	<p>異議なし</p>
仮議長	<p>ただいま事務局から北原委員にお願いしたいとあり、異議なしとありました。ご賛同いただけるということでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長が選任されましたので、この後の議事につきましては、北原会長にお願いします。ご協力ありがとうございました。</p>

議長	<p>ご指名いただきましたので、務めさせていただきます。</p> <p>いろいろ力足らずというところもあるかと思いますが、皆さんと一緒に、お力を借りながら山武の景観を高めていけるように、少しでも役に立てればと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事1で副会長の選出が残っていますが、選出はどうしますか。</p>
委員	事務局案がありますか。
議長	事務局案ということですので事務局をお願いします。
事務局	事務局の提案をさせていただきます。会長につきましては市外の方である北原委員にお願いしました。副会長につきましては山武市在住の方にぜひお願いしたいと思います。山武在住の中で、行木委員は各種方面で多種の委員を歴任されていることもあり、事務局としては行木委員を推薦したいと思います。
議長	事務局から行木委員ということですが、皆さんいかがでしょうか。
委員	異議なし
議長	それでは行木委員、よろしくお願いします。
議長	<p>5. 議事（2）会議、名簿、議事録の公開、非公開について</p> <p>議事2へ進みます。会議、名簿、議事録の公開、非公開について、資料に基づいて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	（資料1に基づき説明）
議長	事務局から他市の場合の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。
委員	全部公開していただいて構わないと思います。
議長	全部公開していい、むしろ公開すべきということでしょうか。
委員	その方が発言に責任が持てる。
議長	ほかの皆さんいかがでしょうか。

委員	鎌ヶ谷市では名簿・会議録もなしとなっているが、理由はあるのでしょうか。
議長	まだ開催していないからではないでしょうか。
委員	基本的には情報公開が前提となっているので、あえてしていないと理由があるのかと思ってしまう。現実問題として、どんな正論であっても横やりが入るもので、地域社会の中ではなかなか難しい問題もあるのかと想像もします。原則公開はもちろん賛成だし、そうあるべきだと思っておりますが、皆様のご意見を伺いたい。
議長	全部公開はいかがなものか、ということですが。
委員	質問がありますがいいでしょうか。 山武市のいくつか審議会があると思いますが、市の考えに合わせなくていいのかが一つ。 二つ目は、委員の掲載はどこまで掲載されるのかということ。個人情報になるのでどこまでかというのを考えます。 三つ目は、先ほどありましたが、発言については出したり、出さなかったりはかえってどうかと思うので、実名は書いたものでしか判断しないので誤解を生む可能性があるのではないかと思います。
議長	質問がありましたが、事務局いかがでしょうか。
事務局	市の他の審議会の状況ですが、名簿を公表している、していない、両方ございます。会議録も同様に、ホームページなどで掲載しているところ、していないところがございます。 発言者につきましても同様ですので、市では統一されていません。この審議会での公開、非公開についてお諮りいただきたいと思っております。
議長	委員の公表の時、どこまで何が公表されますか。氏名は出るが、その他に何が出るか。
事務局	予定しているところでは、他の市に倣うと、お名前、役職付きの方は役職、市内在住の方であれば市内在住という表記を考えています。
議長	今のところ公開してはいかがかという意見と、全てはいかがかとありますがどうでしょうか。
委員	事務局から、各審議会の立場で行われているということですが、公開し

	<p>ている場合は個人攻撃があることがあります。他の委員会で、選挙があると状況によって委員が誰で、どうであるということを目にしたことがあります。前向きな姿勢として原則公開でいいと思いますが、市で悪い事例について何か把握していることがあれば教えてください。</p>
議長	<p>何か問題が起こったことを把握しているでしょうか。</p>
事務局	<p>市の情報公開条例があり、非公開情報という規定があります。公文書の開示はしないことができる規定があり、その中で市の内部機関が行う事務事業においてその意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当事務事業または将来の同種の事務事業にかかる意思形成の支障が生じる認められるものがあります。</p> <p>また、この審議会の中で違反しているものがあつた場合に審議していただく形になりますので、皆様の発言が直接的な評価に出てくる可能性があるため、今回よくご審議していただければと思います。</p> <p>どういう事例があるというかという質問ですが、身近になるだけそういうコメントは出てくる可能性はあるかと思ひますし、外部からも可能性はあるかと思ひます。</p>
議長	<p>原則公開にしても、非公開案件、個人情報絡むものなどは、その都度非公開にしようとして審議会として申し合わせることは可能かと思ひます。あくまで原則どうするかということだと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>悩むところですが、結果だけこうです、というのは市民としては何故ということがあると思ひますので、会議録自体は原則公開でいいのではないのでしょうか。ただ、結果的に発言者が特定されることによる個人攻撃は一番まずい状態と思われるので、発言者に関してはなしということはどうでしょうか。</p>
議長	<p>具体的な提案がされましたが、発言者の掲載についてはA、B、Cでもなく「委員」という形となる。</p> <p>整理すると、名簿は公開、会議録は公開、委員の掲載あり、発言者の掲載なしで委員、事務局の発言という掲載とするということによろしいでしょうか。</p> <p>氏名、役職、会議録についても公開、委員の掲載は出欠という形で公開、発言者の掲載については「委員」という形で示すということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい</p>

議長	<p>本審議会についてはそのような形で公開をしていきたいしていきたいと思います。</p> <p>先ほど事務局からあったように、違反の事例等を審議する場合は、非公開にするかどうかをその都度事務局から提案してもらい、ここで議論することにしたい、ということによろしいでしょうか。</p>
委員	はい
議長	事務局も異議ありませんか。
事務局	異議ありません。
議長	そのような形で審議会としてのスタンスを決定したいと思います。
事務局	もう一点確認していただきたいことがあります。会議録の公表の方法ですが、要点筆記とするか、全文記載とするか、確認していただきたいと思っています。
議長	市としてはどちらが多いでしょうか。
事務局	前回の策定委員会は議事要旨で要点筆記でした。
議長	策定委員会では議事要旨であったということですね。どちらがいいですか、要旨にするか、全文にするか。
委員	微妙なところがあると思います。インタビューでまとめる仕事がありますが、話の流れの中で理解できることと、言葉だけ取り上げるとニュアンスが伝わらないことがあります。本来は全文が望ましいと思うが、全文掲載は大変で、ボリュームが増える。30分話すと原稿用紙100枚になる。議事録はアーカイブとして取っておいて、掲載するときは要約という形はとれるでしょうか。市民から請求があった時は全文見ることができる、という形があればスマートに行くのでは。
議長	<p>全文起こすのであれば事務局の作業は同じになりますね。</p> <p>例えば全文電子的な形で保存期間の間とっておき、要旨を作るということであれば事務局の負担は軽減されると思いますが。</p>
委員	その場合も、委員として要旨が出るということになるのでしょうか。

議長	委員が何を言った、事務局が何を言った、という順番になります。 ただし、皆さんにチェックしてもらう時は名前が残っています。そうでないと自分の発言がわからなくなるので。
委員	回した時に微妙に変わってきたりすると違ってくることがないでしょうか。要旨とは要約する人の主観が入ります。
議長	要約の場合はきちんと委員に見ていただかないといけません。こういう意味ではないということが必ず出てきます。直しすぎると前後の脈略がわからなくなることがあります。
委員	あー、うー、までは必要ありませんが、全文出した方がよいと思います。要約する方が仕事が増える気がします。
議長	全文といっても、あー、うー、まで書かず、それなりに整理していると思います。しゃべりは、途中で別のことを言ったりします。全文の場合でも整理してくれているとは思いますが。
委員	前の策定委員の時に、誰がどう発言があったと来ましたが、どうも私の感覚で言うと要約した文面が上から目線という感じがしました。
議長	だんだん全文の方へ行っているようですが。
委員	要約するとどうしても言葉がつまり、言葉尻がうまくあわせにくくなったりします。
議長	全文にすると事務局の事務量が増えると思いますが、どのくらい増えるでしょうか。
事務局	大丈夫だと思います。言葉尻は調整させていただくことがあると思いますが、概ね全文でも要点筆記でも時間としては変わりません。先ほどありましたが、要点筆記にすると、捉え方が難しいところがあるので、手を動かすより頭を使う時間が多くなりますが、要点筆記でも全文掲載でもさほど時間的にはあまり変わらないと思います。
議長	事務局が変わらないということであれば全文でどうでしょうか。
委員	はい
議長	全文にして、各発言者の皆さんがこういう意味ではない、ここは整理し

	<p>ないと意味が通じていないということをチェックしていただき、発言の主旨が変わるようなことをすると脈略が狂うので、それはしないでもらうということで事務局よろしいでしょうか。</p>
事務局	はい
議長	<p>それでは、会議録は全文記録にしたいと思います。</p> <p>議事の2で他に検討しておくことがありますか、事務局。</p>
事務局	以上です。
議長	<p>5. 議事 (3) 審議会の役割について</p> <p>続きまして、議事(3) 審議会の役割について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料2、3、4に基づき説明)
議長	審議会の役割について事務局から説明してもらいました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	景観まちづくり重点地区と推進地区とあって違いはわかったのですが、推進地区から重点地区になることも可能なのでしょうか。
事務局	可能です。
委員	重点地区は市長が定めるということですね。
事務局	重点地区は市の意向がまず入りますが、もう一方は市民が発案することになります。
議長	<p>他にいかがですか。</p> <p>私から質問をしてもいいでしょうか。審議会は市長の諮問に応じてとありますが、市長の諮問がない限り開けないのでしょうか。</p>
事務局	本来、市長の諮問により開くものとされていますが、今回の第1回は、諮問案件はありませんが開いております。市に景観の届出がこれから何件があるかと思しますので、その報告も兼ね、近況等について報告の場を設けたいと思います。諮問がなかった場合も最低年1回ぐらいは開催したいと考えています。最終的には会長の一任ということでよろしくお願いま

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>諮問がなくても景観づくりがあちこちで進んでいるわけです。それが届出で市に出てきているということで、そういう状況を最低年1回報告してもらい、何もない場合でも報告してもらい、委員の皆様からアドバイをいただけるといいと私も思っています。</p> <p>例えば、先ほど既に5件出てきており、そのうち4件が太陽光という。自然エネルギーの利活用は大変いいことですが、まちにとっては美しくないですね。どういう状況にあるのかを市から説明をもらい、皆さんに考えていただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、太陽光の話が出ましたが、太陽光というとパネルを空き地にばんと敷いて、何かおもしろくないと言ったら言葉は悪いですが、銚子に行くと風力発電があり、大きな風車があって、その下を車で通ると怖いくらい。そういうものも九十九里海岸があるので、別の形の、怖くないタイプで、オライはすぬまで風力をやっていますが、あれは風車でなく、横回転のもので、ああいうものだったらどんどん取り入れてもいいと思うし、場所もとらないし、海の近くで利用できるのではないのでしょうか。景観的にもそんなに悪くはないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>設置する場所によってそれぞれ違うのだと思いますね。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど、松尾の施設の話が出ました。太陽光設置の話も出ましたが、昔、本を作っている時の経験ですが、とにかく建物の周りに木を植えなさい、木はきれいです、建物のデザインが下手でも木が全部隠してくれますという本があり、緑化の問題も絡んできますので、そういう方法も考える必要があるのかと思います。</p> <p>ものだけを単純にとりあげて良い悪い、と言ってもそうもいかない部分も多分にあるわけで、条件として、例えばある面積以上大きくなったら、周りの人の目入らないような配慮をすとか、確か景観条例でもあったと思いますが、そういう対応をしていくこともありかと思いますが。</p> <p>案件に対して良い悪いという単純な判断より、どうしようかという検討ができるといいと思います。</p> <p>そうすると、審議会というものは設置するという人と直接話をしてということもでてくるでしょうか。越権行為になるでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>審議会と景観法に基づく届出をする方と実際のやり取りはありません。審議会で決定した事項を事務局である都市整備課で事業者に指導する形をとりますので、審議会と事業者の直接の接点はありません。</p>

議長	アドバイザー制度を設けている市はあちこちあります。審議会のもとにアドバイザーを置くというか、市にアドバイザーを置くということですね。
委員	5件の案件は景観法に基づいて申請されたということですか。
事務局	そのとおりです。
委員	福祉施設がなぜ景観法に基づくのかがよくわからないのですが。
事務局	建物に限らず、構造物、開発等につきましても届出という制度をとっています。太陽光は構造物の中ですが、特に山武市では太陽光発電設備について、特出しというわけではないのですが、上乘せで1,000㎡以上の敷地を利用して設置する場合は届出をしてくださいという規定をしています。
委員	福祉施設も同じですか。
事務局	サービス付き高齢者住宅のことですが、元々開発行為を伴う計画です。敷地に建物を建てますが、最初に開発行為をしますので、それについて届出をします。その後、建物が建ちますので、届出の対象となっていますので、再度出していただくことになります。
委員	もう一つ伺いたいのですが、景観法に基づいて申請したとなると、太陽光パネルは美観的にはちょっと違和感があると思います。屋根の上につけると別ですが、必要であり、賛成ですが、先ほどの話にもありましたように周りを囲むなど、ディズニールンドが状況が悪くなると全部隠すということしていますが、その面積は隠してほしいという気はします。太陽光が入らないと困りますが、人工的なものなので、何か配慮があってもいいのではないかと思います。
議長	事務局はどういう指導をしていますか。
事務局	昨年、景観計画とガイドラインも同時に作らせていただいています。太陽光については建築基準法上の工作物にあたらなないので、基本的には法から読むと該当しないのですが、市としては非常に景観に影響があらうということで、景観条例の中の規則の方で工作物の中に太陽光をあてております。太陽光につきましては、景観条例に基づいて届出をしていただくことになっております。景観条例とは景観法に基づいてやっていますので、先ほど届出のご説明をしたとおりです。

	<p>木で目隠しをするという内容については、基本的に人の目線から見えないような配慮をしてくださいという点で、例として示しておりますが、現実的に無理な状況もありますので、その点については正直難しいところがあると考えています。</p> <p>太陽光は敷地面積1,000㎡を超えれば配慮をしてくださいとなっておりますが、小さなところから全部やるとなると、置けないという議論になってきますので、木を植えたことにより太陽光という業ができないという、そこまでは考えておりませんでしたので、1,000㎡を超える場合は配慮をお願いしますというというガイドラインになっています。</p> <p>太陽光に限らず、できる限り緑化の方に努めてくださいということにつきましては、これに準じて景観形成を図っていただきたいということは市としても整理しているところです。</p>
議長	<p>事務局にお願いですが、何件あったかだけでなく、どういうものがあったのかがわかるような形で、次回以降、資料を出していただきただけだと思います。どういうお願いをして、それを受け入れてこうなった、こういうアドバイスをしたけれどもはねられたなど、そういったことを含めてです。</p> <p>私たちから見て、事務局がされていることが、実際にどのように景観形成に取り入れられているのか、あるいはもう少し考えないと事務局が指導してもうまくいっていないのか、そこがわかるといいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>次回から資料に基づきご説明させていただきます。</p>
議長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>これから太陽光はどんどん増える気がします。というのも、作っていない未耕作の農地の税金が今度、非常に上がるという話があり、そこを開墾して、使っていないのではなく、太陽光を導入するという。そうすると、そこら中に太陽光が広がり、見栄えが良くないと思うのですが、なるべくやらないでくださいというのができるのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>事業者への直接の指導はできません。ただ、大規模な農地については農振用地として転用が簡単にできる地区ではありませんので、そこら中がすべて太陽光に変わるとは考えづらいと思います。</p> <p>大きな面積を持っている優良農地については、太陽光発電設備を作ることは、まず転用ができませんので、できません。</p>

	<p>ただ、小さな田んぼ、畑については容易に転用が可能ですので、太陽光発電施設を作ることはいくらも考えられるものです。</p>
議長	<p>優良農地に関しては転用が簡単にいかないの心配はなくていいけど、そうではないところではいろいろなことが起こり得るということでしょうか。</p>
委員	<p>太陽光発電の話はもう一つあるのですが、太陽光発電については景観で規制するのはかなり難しいと思っています。というのは、見えないようにするというのは、見えないと中で何があるか分からないので、ある程度見えた方がいいというのがあると思います。</p> <p>太陽光発電は景観としてふさわしくないというのは、かなり主観の問題もあります。昔、四日市の煙突から煙がもくもくと出ているのを日本の近代化の象徴として皆で喜んでいた時代があるわけですから、見方です。</p> <p>これから自然エネルギーに向かう今の時代の変わり目の一つの象徴だとみると頼もしく見えたりもします。実際はまずいとは思いますが、太陽光発電の規制とは、むしろ生物多様性的な目で見るといいかと思っています。</p> <p>景観というよりも、今まで森林だったところの木を切って太陽光をつけるとか、農地につけるとか、生物多様性の視点でいうと、そこから我々が得ていた目に見えない空気やきれいな水、資源というものを取ってしまっただけでエネルギーにする、太陽光発電に変えるということなので、そういう視点から見ると問題が大きいと思います。</p> <p>むしろ、山武市は早い時点から生物多様性戦略を立ち上げて、そちらの方から規制していかないと本当の意味での規制にならないのではないかと気がします。この前、市長にお会いした時、市の会議では生物多様性という言葉が一切出てこないと言いましたが、太陽光についてはそういうことです。</p> <p>もう一つは、審議会のことで、市長の諮問を受けて審議会として意見を出すということですが、策定委員会の時から山武の景観を壊しているのは公共施設だと言っていて、未だにそう思っています。市長が自分で作る建築を自分で勧告、変更命令することになるのではないかと思っています。</p> <p>審議会ですることができる発言ではないかもしれませんが、ものをつくる根本的な姿勢を変えないとだめだと思います。</p> <p>事務局に何カ月か前、策定委員会で案ができてから、新しく体育館が建ったが、なぜ黄色い体育館が建ったのか、規模からいっても景観に引っかかるだろうと言ったら、10月1日から施行なのでそれ以前は対象外であるとあったが、市がつくっているものでしょう、と思うわけです。</p> <p>それは姿勢の問題で、審議会を引き受けてからどうしようかと思った一つの大きな原因は、これから海岸に公衆便所をつくりますが、今、入札の段階に入っており、その関係で初めて設計図を見る機会がありました。山</p>

	<p>武市は、九十九里海岸は観光の目玉、宝物だとずっと言っていますが、宝物の中にこれをつくるのか、というひどい設計だと思っています。</p> <p>思いがない。設計の上手い、下手、若い設計者、老練の設計者などいろいろいますが、気合を入れて自分がやるべきことを理解してやったらそれなりになるわけです。やっつけちゃうとそれだけになります。市の大事な目玉の一つに数えられる海岸につくるものだったら、やっぱり気合を入れたいといけない。規模が小さい、設計料が安いとか、そんなことではないと思います。</p> <p>景観審議会を引き受けて、どんどんこんな景観ができてしまい、市長が自分でつくって自分に勧告するような、こんなことをいつまでもやっているようではしょうがないと思い、審議会の委員を辞めると電話しようかとずいぶん悩みました。これは、内部で抜本的に変えなければならないもので。誰かが一生懸命やらなければならないものです。</p> <p>今度、アドバイザー制度ができるというので、やるのであれば早くやってもらいたい。つくってしまったらしばらくは壊せませんので。</p> <p>関係ないような話なのかもしれないですけど。</p>
議長	<p>関係なくはないですよ。</p>
委員	<p>自分は憤っています。</p>
議長	<p>公共の在り方は地域を大きく左右します。君津市の駅前にあるトイレはなかなかいいもので、バスの待合も兼ねて、あれができてまちが明るくなりました。トイレは汚いものだという概念がありますが、トイレでもまちを明るく、楽しくすることができる、そういうトイレもあります。これはやはり市のスタンスですね。</p>
委員	<p>仕組みを考えなければだめだと思います。</p> <p>担当課の担当者が窓口になってやるのは大事だと思いますが、どこかでフィルターが掛かって、これは本当に山武市の景観にふさわしいのか、市の向かっていこうとする流れに沿っていると判断する人間が絶対いると思います。それがなされていないような気がします。</p>
委員	<p>今のお話に加えて、例えば、九十九里海岸の周辺は、ある意味、景観重点地区にあたるのではないですか。山武市が本当に九十九里海岸を大事にしようとするならば、駅前だけではなくて、今大事にしなければならぬ場所は他にもあると思いますが、そういうところもある意味では景観重点地区として大事にしていく必要がありますね。</p> <p>そういうことも含めて考えていく必要がありますね。</p>

委員	策定委員会の方が、話がしやすくいいのですが。
議長	審議会でもその問題提起を、ぜひしてください。これは、議事録にも残るので、九十九里は山武だけの範囲で収まらないけど、山武市が率先して九十九里浜は今後こうあるべきだとモデルを示すぐらいの気概を持っていけるといいですね。
委員	景観の指定地区の変更などはこの審議会ですらできるとなっていますし、追加もできます。
議長	諮問していただく必要があるのですが、ここで意見が出ているということは、事務局サイドも十分受け止めていただけるのではないかと期待しております。
委員	今の話ですが、意にそぐわないようなトイレ設計というお話は把握していませんが、本須賀海岸は、国有地を引き受けて管理しているのは全国で山武市だけです。こういうモデルケースがあるにも関わらずそういうことがあったということは非常に残念でなりません。しかも、よその海岸地区に立派なトイレはありますが、国有地を山武市が県から引き受けて管理をしているという移管行為があって、本須賀海岸が非常に整備されてきました。その延長上にあるとすれば、非常に重要案件だと思うが、わかる範囲で教えていただければと思います。
委員	<p>先ほど申し上げたように、設計の上手い、下手を非難するつもりはないです。一所懸命さが足りないということ。ものづくりですから設計図に現れます。既存に1棟ステンレスのものがありますが、あれも木で作ればよかったのにと当時思いました。観光客はひどい使い方をするものですから、常に手入れをしないと汚くなってしまいます。</p> <p>すでにあるものとして仕方ないと思いますが、せめて、あるものであれば、それとの関連性を持たせる。並べる、形をそろえるとか、何かしらやりようがあると思いますが、今回木造で、外壁が鉄板、屋根も鉄板、中が杉板を貼るとありますが、魅力的なトイレにならないのではないかと。何が原因かという、一所懸命さが足りなのです。厳しい条件の中で一所懸命考えたと思う部分が少しでも感じられれば大変だったとも思いますが、なんでこうになってしまうのか、やはり発注の仕方、我々に諮問する市長がいけないのだと思いました。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>君津の立派なトイレは知りませんが、養老溪谷に行った時、小湊鉄道の沿線の駅前には立派なトイレで、ログハウスで広い。そういう風に魅力を感じ</p>

	<p>じられるようなトイレをつくらなければおかしいと思います。少しお金がかかるのかもしれないですが、つくる以上は何十年も使うのですからそういうところで山武市の良さを出してもらいたいと思います。</p>
議長	<p>貴重なご意見をありがとうございました。 事務局ぜひ、担当の方にもそれとなく伝わるようにお願いします。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 確かにセクショナリズムがある中で、我々も景観計画、景観条例を作り、庁内で説明をしたところですが、足りないところもあったかと思っております。今後も景観計画、景観条例を庁内で説明する中で、なるべく皆様のご意見で反論が出ないものを目指していきたいと思います。 今の件につきましては伝えたいと思います。</p>
議長	<p>公共建築がまちを先導する面もありますので、一方では公共建築に金をかけるなという圧力も常にあり、内部だけでなく外部からもありますので現場の皆さんも大変だと思いますが、大変な中でも頑張っているのが伝わるといいと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 今日は大変貴重な意見を皆さんからいただくことができました。 諮問に対して答えるだけではなく、山武の景観、まちそのものがどうあるべきかに関して、今後も活発なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>6. その他 それでは議事は以上で、その他になりますが、事務局から用意されているものはありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>委員の皆さんからありますか。</p>
委員	<p>資料3の4ページで、景観アドバイザーという言葉が出てきますが、どういうシステムになっているのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局、どのように対応されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>景観アドバイザーに関して置くことができるという規定です。</p>

<p>議長</p>	<p>事務局で建築関係、色彩関係の方とこれから接触して、アドバイザーを選定させていただきたいと思っているところです。</p> <p>二人急に一緒というわけではなく、適任者が見つかり次第、一人ずつ指名させていただき、景観アドバイザーとして市にご協力いただきたいと思いますと思っているところです。</p> <p>なかなかアドバイザーの人選は難しいところがあります。</p> <p>それぞれ個性があったり、自分の好みを押しつけるようなアドバイザーでは困るので、皆さんが納得するようなきちんとした人選をどのように見つけるかが、成否の鍵を握っていると思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>次回以降もお願いします。</p> <p>それでは事務局へお返しします。</p>
<p>司会</p>	<p>7. 閉会</p> <p>北原会長、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、平成27年度第1回山武市景観審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>